

## 第54号議案

足立区新田地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する  
条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年6月21日

提出者 足立区長 近藤 弥生

足立区新田地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する  
条例の一部を改正する条例

足立区新田地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例  
(平成13年足立区条例第27号)の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(適用区域)

第2条 この条例の規定は、都市計画法(昭和43年法律第100号)  
第20条第1項の規定による都市計画の決定の告示があった東京都  
計画地区計画新田地区地区計画(以下「地区計画」という。)の区域  
のうち、同法第12条の5第2項に規定する地区整備計画が定められ  
た区域(以下「地区整備計画の区域」という。)に適用する。

第3条中「地区計画の区域に係る地区整備計画」を「地区整備計画の  
区域」に改める。

第4条第5項中「第2条第18号」を「第2条第20号」に改め、同  
条第6項を削る。

第4条の2第3項第1号中「(昭和43年法律第100号)」を削る。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の改正による

もののほか、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。